

鳥取市リノベーションまちづくり会議設置要綱

(設置)

第1条 鳥取市内の遊休化した不動産や地域資源を活用し、民間主導の官民連携による遊休不動産の事業化を行うリノベーションまちづくりを推進することにより、地域の魅力向上と課題解決を図るため、鳥取市リノベーションまちづくり会議（以下「会議」という。）を設置する。

(会議の構成)

第2条 会議は、鳥取市リノベーションまちづくり構想（平成29年3月策定）（以下「構想」という。）に賛同し、構想に基づく取り組みを主体的に推進する団体等から選任されたもの（以下「会員」という。）をもって構成する。

(所掌事項)

第3条 会議は、次に掲げる事項について検討及び意見交換を行う。

- (1) 構想の推進に関すること。
- (2) 地域課題の把握に関すること。
- (3) 空き店舗、空き家及び空き地の把握及び活用策に関すること。
- (4) その他リノベーションまちづくりの推進に関すること。

(会員の任期)

第4条 会員の任期は、令和9年3月31日までとする。

(会議)

第5条 会議は、鳥取市都市整備部中心市街地整備課長（以下「中心市街地整備課長」という。）が招集・統括し、会議の進行を行うものとする。

- 2 会議には、会員のほか中心市街地整備課長が必要と認める者の出席を求めて意見を聞くことができる。
- 3 中心市街地整備課長は、会議を円滑に運営し、専門的事項を検討させるために、専門部会を設置することができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開を原則とする。ただし、出席会員の3分の2以上が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、鳥取市都市整備部中心市街地整備課に置く。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は都市整備部長が、これを定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年1月30日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和4年3月30日から施行する。